

# 届出が必要となる建築物・工作物の規模及び行為の一覧

エリア名		届出の対象 行為の制限		届出の対象		行為の制限								
				届出の対象となる建築物及び工作物	届出の対象となる行為 (下記の あるいは に 該当するもの)	高さ	形態意匠			色彩	その他			
							屋根形式	外壁	バルコニー 建具 等		垣さく	門塀	建築設備	自動販売機
歴史 景観 エリア	A	新発田城周辺区域 寺町・清水谷周辺区域	< 建築物 > 延べ面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの < 工作物 > 築造面積が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの又は高 さ 10m 以上のもの ただし、門・塀・垣・さく及び自動販 売機は下記のとおり [門・塀・垣・さく] 歴史景観重要道路沿いの敷地で、通りから見通 せる箇所に設置する高さ 1.5m 以上、かつ、長 さ 10m 以上のもの [自動販売機] 歴史景観重要道路沿いの敷地で、通りから見通 せる箇所に設置するもの	新築(新設)・増築・ 改築又は移転  修繕等の場合	12m (10m) 以下とする									
	B	公共施設区域			24m 以下とする									
	C	歴史周辺区域 五十公野・米倉・山内 上赤谷・菅谷地区		< 建築物 > 屋根や外壁を変更するこ ととなる修繕若しくは 模様替え又は色彩の変 更で、変更する面積が 変更を加える屋根や外 壁のそれぞれの総面積 の 1 / 2 を超えるもの										
		市街地景観エリア	< 建築物・工作物 > 延べ面積(築造面積)が 200 m <sup>2</sup> 以上、又 は、高さ 12.5m 以上のもの	< 工作物 > 外観を変更することと なる修繕若しくは模様 替え又は色彩の変更で、 変更する面積が、総面 積の 1 / 2 を超えるもの										
		駅前大通り景観エリア	< 建築物・工作物 > 延べ面積(築造面積)が 500 m <sup>2</sup> 以上、又 は、高さ 15m 以上のもの											
		沿道景観エリア												
		自然景観エリア												

：歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側 20m の範囲)の場合

：当該エリア全域に制限あり

：当該エリアの歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側 20m の範囲)に制限あり

：当該エリア全域に制限があり、歴史景観重要道路沿いの敷地(道路中心線から両側 20m の範囲)に制限がある

なお、制限の内容については、新発田市景観計画概要版をご覧ください。